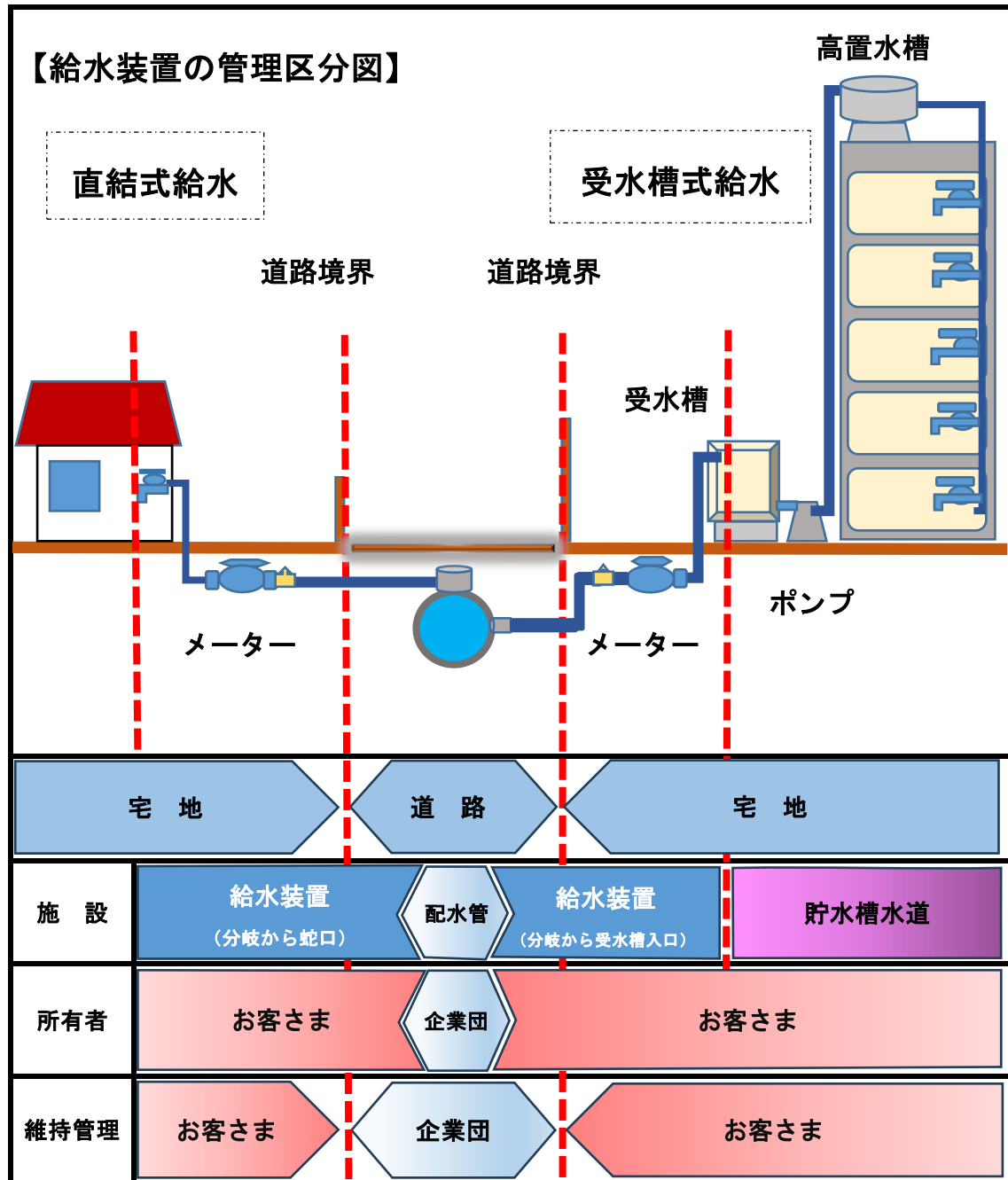


給水装置の管理区分について



給水管工事の費用負担について（給水条例第6条関係）

お客様が負担する経費	企業団が負担する経費
<ul style="list-style-type: none"> 新しく水道を引くときの工事費 新築、増築などで給水管を入れ替える工事費 (メーターの移設費も含む) 下水道工事などで給水管を移設する工事費 給水管を破損させた場合の工事費 	<ul style="list-style-type: none"> 配水管改良工事に伴う給水管の接続替工事費 公道及び私道等で発生した給水管の漏水修繕工事費 宅内一次側での漏水修繕工事費（1回限り） (メーターボックスはお客さまの負担です) <p>※メーターは企業団から貸与となります。</p>